

教育長・教育委員に辞令を交付

教育長として、教育行政にご尽力いただきました須藤信一さん（檜台）が9月13日までの任期満了をもって退任されました。9月金山町議会定例会に、後任として鈴木英樹さん（七日町）の教育長任命について上程し、全員賛成で同意を得られましたので、9月14日に金山町教育委員会教育長として佐藤町長から辞令が交付されました。任期は令和10年9月13日までです。また、樋渡郁子教育委員は9月30日までの任期が終了し、同議会定例会において全員賛成で再任の同意が得られましたので、10月1日に辞令が交付されました。任期は令和11年9月30日までです。

就任のご挨拶



すずき ひでき
鈴木 英樹 教育長

このたび教育長を拝命いたしました鈴木英樹と申します。令和7年3月をもって教員を退職し、町教育委員会で教育指導員としてお世話になっておりました。教育行政についてはまだまだ不慣れな点が多い現状ですが、町民の皆様の付託にお応えできますよう努力して参ります。適時適育の理念のもと、未来の新たな学校像を実現し、子どもたちが輝く学校づくりを多くの方々のお力をお借りして目指して参ります。よろしくお願いします。

退任のご挨拶



すとう しんいち
須藤 信一 前教育長

2期6年間務めさせていただきました。小学校統合、コロナ対応、金山校県外生募集等の課題への対応を、職員はじめ保護者や地域の皆様と協力して取り組むことができました。町制100周年、金山小創立150周年等の節目の事業に取り組めたことも幸せなことでした。少子化を踏まえたこれからの取組が重要になってきます。「百年の誇りを胸に築くまち子らの笑顔に未来を託し」金山の未来を担う子どもたちのために、今後もご協力をお願いします。

第5次総合発展計画の一部改訂について

令和3年3月に策定された第5次総合発展計画の一部を改訂しました。第5次総合発展計画は、まちづくりや政策に関する10年計画で、数年ごとに見直しを行っています。近年の人口減少や社会情勢の変化などにともない、金山町を取り巻く環境が変化していることから、町の未来を見据えて計画の一部見直しを行いました。一部改訂の主なポイント、新たに盛り込まれた内容は以下のとおりです。

- ▼かねやま未来ビジョン宣言の追加
- ▼重要業績評価指数(KPI)及び目標値の改訂
- ▼デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進の追加
- ▼官学民連携の健康づくりの推進の追加

【問合せ】 役場総合政策課 政策推進係 ☎29-5602

- ▼中期ビジョンと戦略の見直し
- ▼金山町人口ビジョンの見直し



◀詳しくは町公式HPをご確認ください

回答はお済みですか？国勢調査2025

5年に一度の国勢調査が実施されています。国勢調査は、行政を進める上で最も基本となる人口や世帯数をはじめ、性別や年齢別などの人口の構造や世帯構成を明らかにするために行われる重要な統計調査です。回答は10月8日(水)までとなっていますので、必ず回答をお願いします。

回答はインターネットが簡単・便利

お手元に書類が届き次第、24時間いつでも回答可能です。スマートフォンからアクセスする場合、ログインIDやアクセスキーが自動で入力されるので、非常に便利です。

回答は
10/8(水)
まで

回答方法

- ① 調査員より配布された、「インターネット回答依頼書」表面のQRコードをスマホで読み取る。
- ② 「回答を始める」ボタンをクリックするとログインID、アクセスキーが自動入力されるので、案内に沿って回答する。
※所要時間は約5分～10分。ぜひインターネット回答をお願いします。
※統計調査について不明な点は下記までお問合せください。

【問合せ】 役場総合政策課 統計調査担当 ☎29-5602

山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

広域連合では、後期高齢者医療制度の健全な運営を図るために、年度に1回「医療費のお知らせ」を発行し、被保険者のみなさまに医療費について確認いただいております。今年度は令和6年11月から令和7年10月診療分を発行いたします。お知らせは確定申告(医療費控除)をされる際に使用できますが、医療機関からの請求遅れ等により記載されていない分や令和7年11月及び12月診療分につきましては、別途「医療費控除の明細書」への記入が必要となりますので、医療機関から受け取った領収書は捨てずに保管されますようお願いいたします。

【対 象】 山形県後期高齢者医療制度の被保険者

【発行期間】 令和8年1月下旬

【記載内容】 令和6年11月～令和7年10月診療分の医療機関の名称、医療費の総額など

【そ の 他】 確定申告(医療費控除)の詳細については税務署または役場町民税務課 ☎29-5610にお問合せください。

【問 合 せ】 山形県後期高齢者医療広域連合 事業課給付係 ☎0237-84-7100

広報かねやまに広告を掲載しませんか？

【広告のサイズと広告料】

- ・縦42mm×横84mm 広告料(1回) 5,000円
- ・縦42mm×横171mm 広告料(1回) 10,000円

【問合せ】 総務課 広報・DX推進係 ☎29-5601

濁酒製造について

酒類を製造するには、酒税法に基づく免許が必要です。このことは、「濁酒特区」に認定された新庄市、舟形町、最上町、真室川町などにおいても同様です。自ら消費する目的で製造することも許されません。製造免許を受けずに酒類を製造した場合には処罰の対象となります。また、免許を受けずに製造された酒類を譲り受け、所持した方も同様に処罰の対象となります。

☎0231-62218743
山形税務署・酒類指導官